

4. 計画を実現するための施策展開

4.1 基本方針1：はしる

安全で快適に通行できる都市

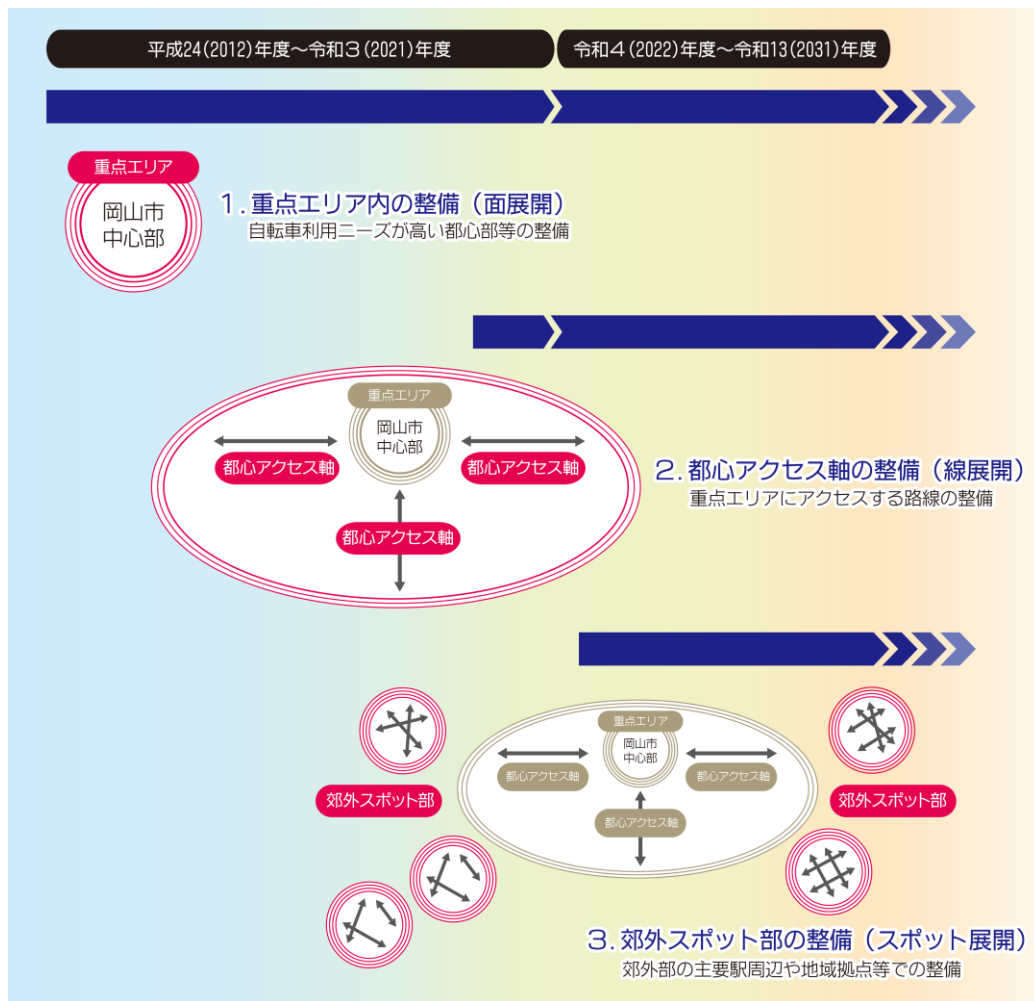
歩行者、自転車の安全性や快適性の向上の観点から、自転車は「車両」とであるという大原則を踏まえ、自転車は車道を通行することを基本とした自転車通行空間ネットワークを整備し、自転車が安全で快適に通行できる環境を創出します。

また、自転車通行空間の整備に合わせた案内誘導サイン等を整備し、道路の自転車通行ルールを分かりやすく示すことで、適正な通行ができるように誘導します。

(1) 安全で快適な自転車通行空間の形成

1) 自転車通行空間ネットワークの形成

自転車通行空間のネットワーク化に向けて、実行戦略から整備を進めてきた岡山市中心部の「重点エリア」を中心として、重点エリアにアクセスする「都心アクセス軸」や「郊外スポット部」において、自転車通行空間の整備を段階的かつ着実に進めていきます。



▲重点エリア、都心アクセス軸、郊外スポット部のイメージ

2) 自転車通行空間の整備

歩行者、自転車の安全性や快適性の向上の観点から、自転車は「車両」とであるという大原則を踏まえ、「自転車通行空間ネットワークを形成する路線」については、国のガイドライン等に基づき、自転車は車道を通行することを基本とした整備形態（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在）で、安全で快適な自転車通行空間を整備していきます。

整備にあたっては、利用者のニーズや交通量などの道路交通の状況等を勘案し、限りある道路空間を有効に活用した整備形態を検討し、関係機関と連携し、実効性の高い路線について、効果的かつ効率的な整備を進めていきます。

なお、道路交通状況や道路構造等の問題により、完成形態での整備が当面困難な路線については、車道通行を基本とした車道混在型の暫定整備を進めるなど、自転車通行空間の早期ネットワーク化を図ります。

また、既に歩道（自転車歩行者道）内において、自転車通行指定部分の明示等がなされるなど、自転車の通行環境が整備されている場合、自転車通行空間の早期ネットワーク化の観点から、暫定的にその空間を活用することとします。

整備形態		自転車道	自転車専用通行帯	車道混在
概要		縁石や柵等の工作物で車道及び歩道と構造的に分離	帯状の路面着色（カラー舗装）等で自転車と他の車両を視覚的に分離	車道左側部に矢羽根型の路面表示や自転車のピクトグラムを配置し、自転車の通行位置や進行方向を明示
整備イメージ				
通行方向		一方向通行を基本とする（特別な場合に限り暫定的に双方通行の適用可）	一方向通行（自動車と同じ方向）	一方向通行（自動車と同じ方向）
通行方法		自転車道が設けられている道路においては、自転車は自転車道を通行しなければならない。	自転車専用通行帯が設けられている道路においては、自転車は自転車専用通行帯を通行しなければならない。	自転車は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない。
法的 位置 付け	道路構造令	自転車道	自転車通行帯 <small>（岡山市道路構造等条例では「自転車レーン」）</small>	車道
	道路交通法	自転車道	自転車専用通行帯	車道

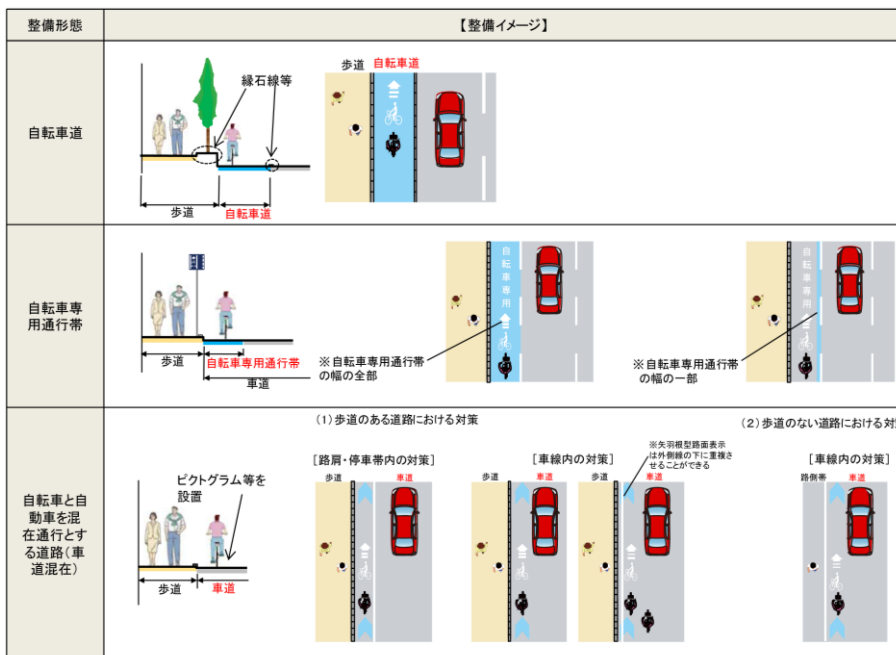
▲自転車通行空間の整備形態等

自転車通行空間ネットワーク路線の整備形態

	A 自動車の速度が高い道路	B A,C以外の道路	C 自動車の速度が低く、 自動車交通量が少ない道路
自転車と自動車の分離	構造的な分離	視覚的な分離	混在
目安※	速度が50km/h超	A,C以外の道路	速度が40km/h以下、かつ 自動車交通量が4,000台以下
整備形態	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在（自転車と自動車を 車道で混在）

※ 参考となる目安を示したものであるが、分離の必要性については、各地域において、交通状況等に応じて検討することができる。

▲交通状況を踏まえた整備形態の選定（完成形態）の考え方



▲基本的な整備形態（イメージ）

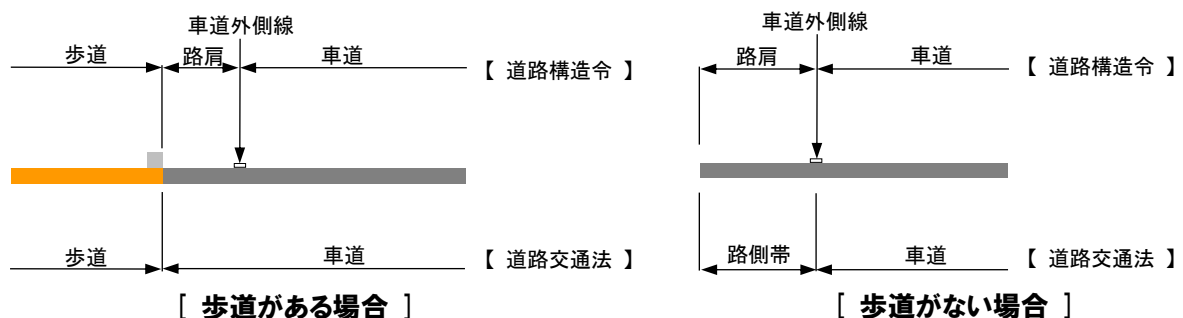
< 出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省道路局、警察庁交通局） >

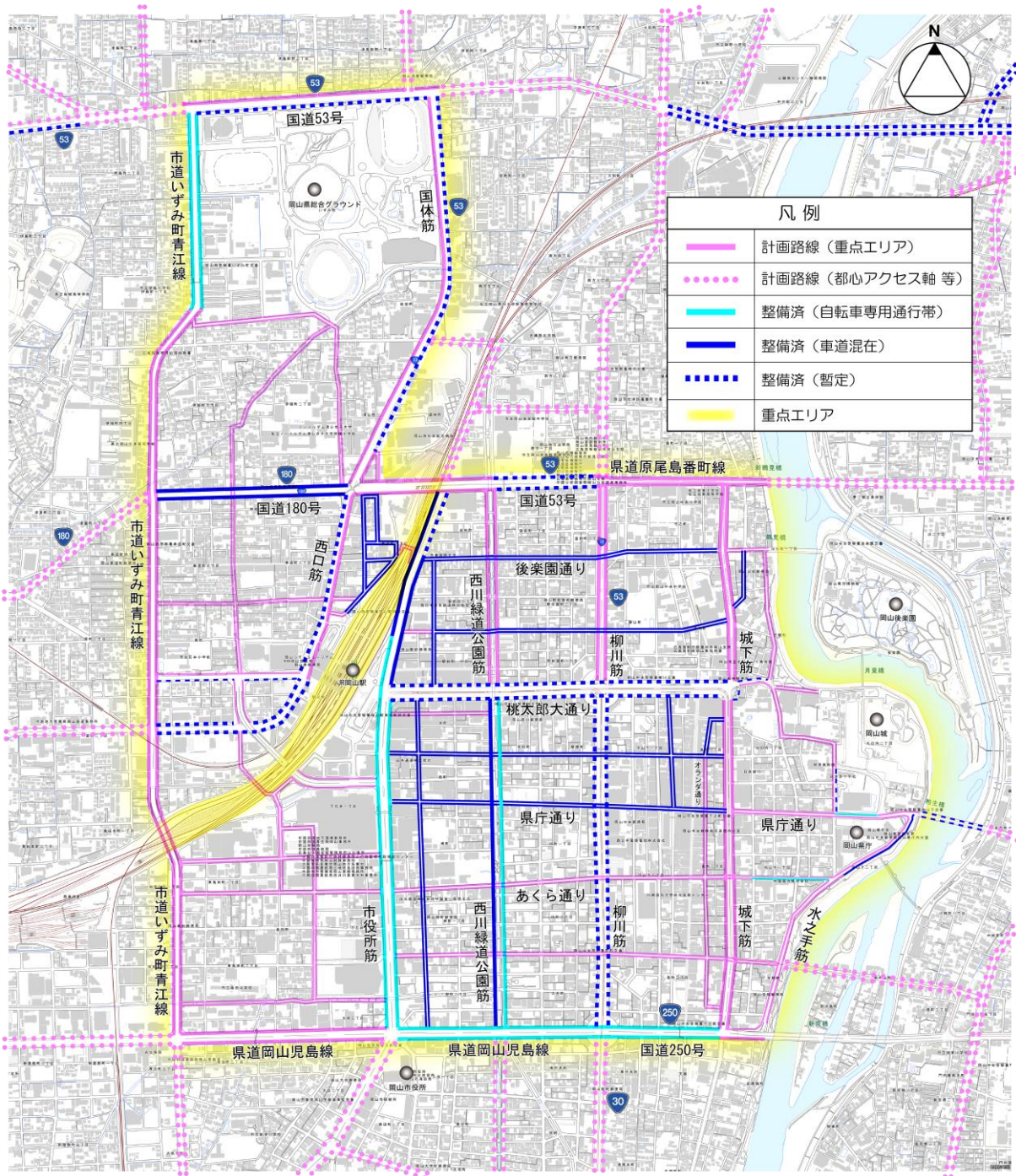
※「自転車通行空間ネットワーク以外の路線」についても、自転車は「車両」とであるという大原則を踏まえ、自転車は車道を通行することを基本とし、ネットワーク路線に準拠した整備形態とすることが望ましいです。なお、具体的な整備形態の選定にあたっては、ネットワーク路線と同様に、道路交通の状況や道路構造等を総合的に勘案した上で、交通管理者等の関係機関との十分な協議が必要と考えます。

【参考】道路交通法と道路構造令における横断構成要素と路面標示の関係

道路の横断構成を定める路面標示としては、車道外側線や路側帯等の標示があり、これらの路面標示と構造物により横断構成が規定されることとなります。

路面標示の設置方法等について検討する際は、「道路交通法」及び「道路構造令」の法令において規定された横断構成要素と路面標示の関係を正確に把握しておくことが重要です。



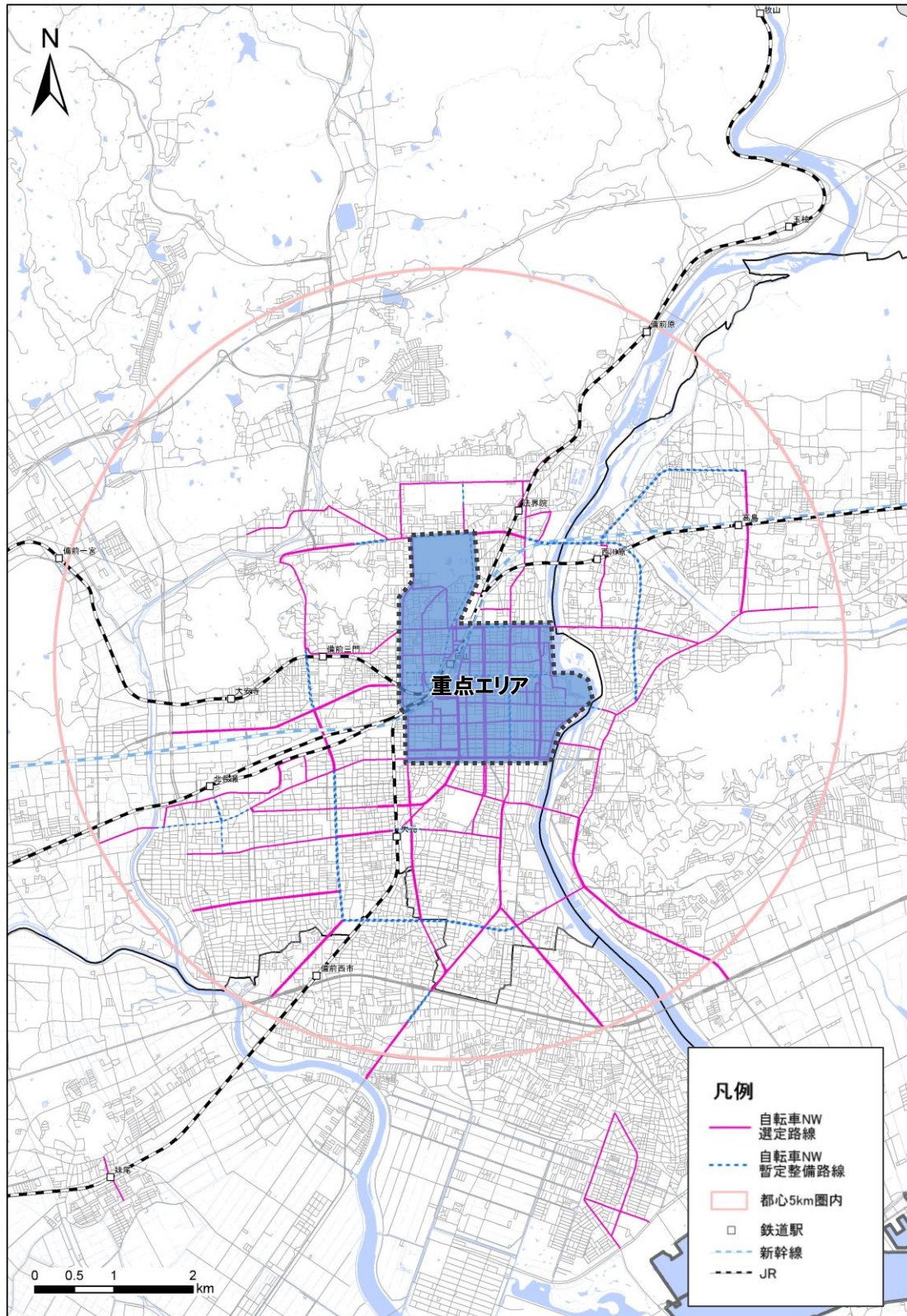


▲自転車通行空間ネットワーク(重点エリア) ※一部、都心アクセス軸等含む

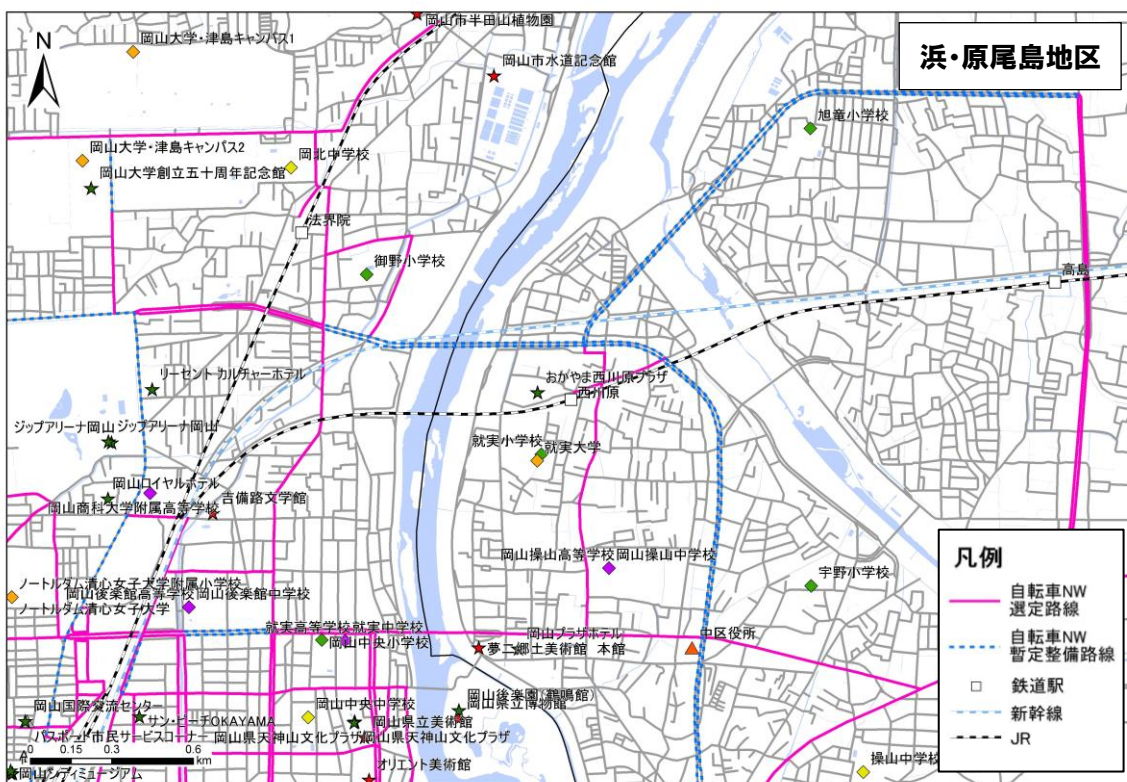
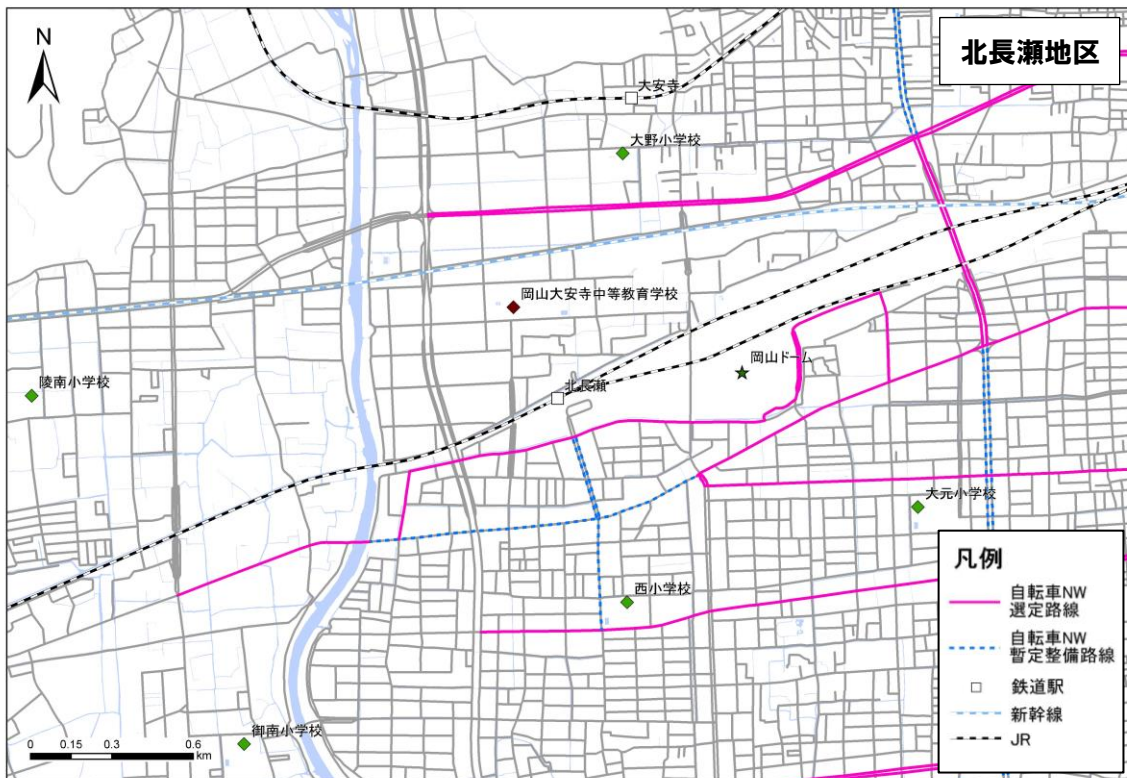
<出典：国土地理院 地理院地図を加工して作成>

	[整備形態別] 整備済延長 (km) ※重点エリア内			
	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在	(暫定)
道路延長	0.0	4.0	8.8	5.6
延べ延長	0.0	6.6	16.5	8.8

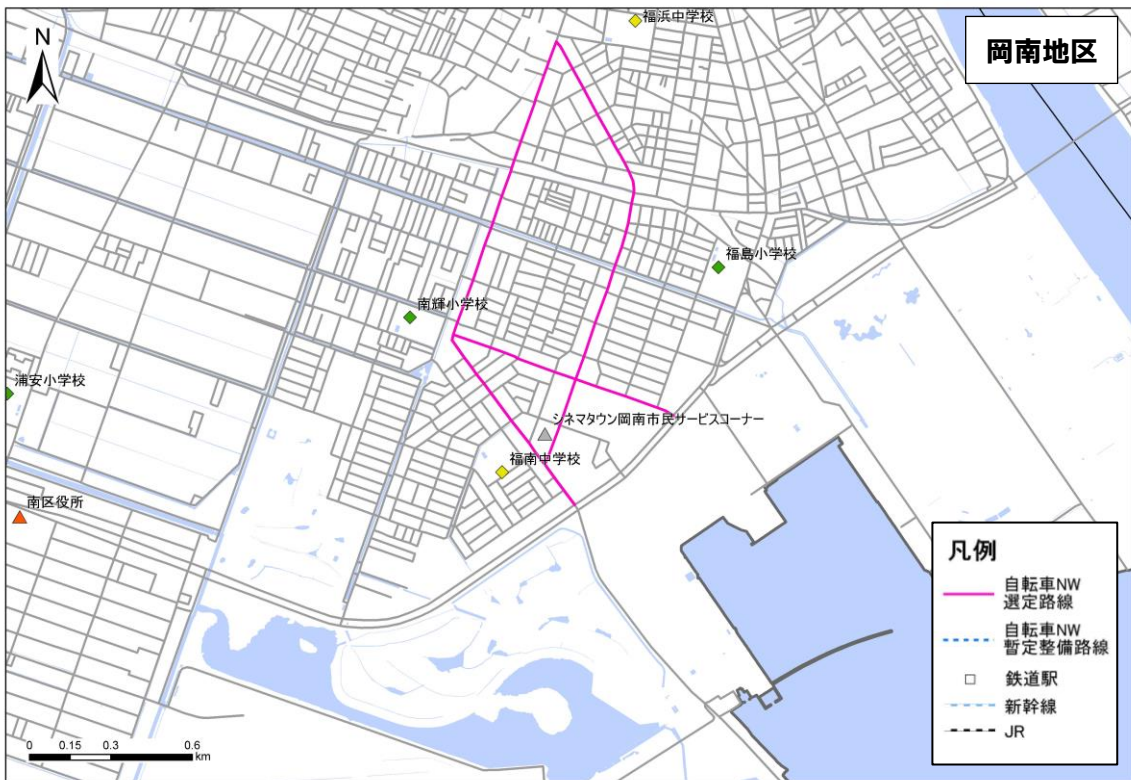
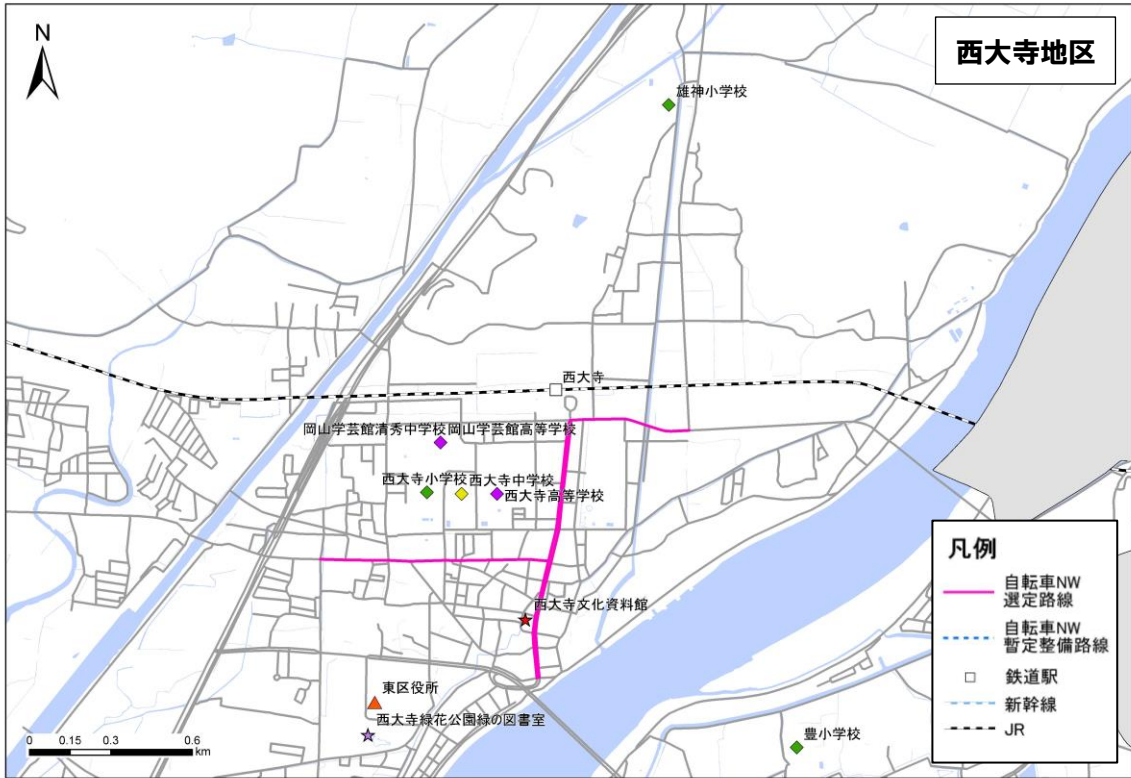
▲重点エリア内の整備形態別整備状況【令和4(2022)年3月時点】



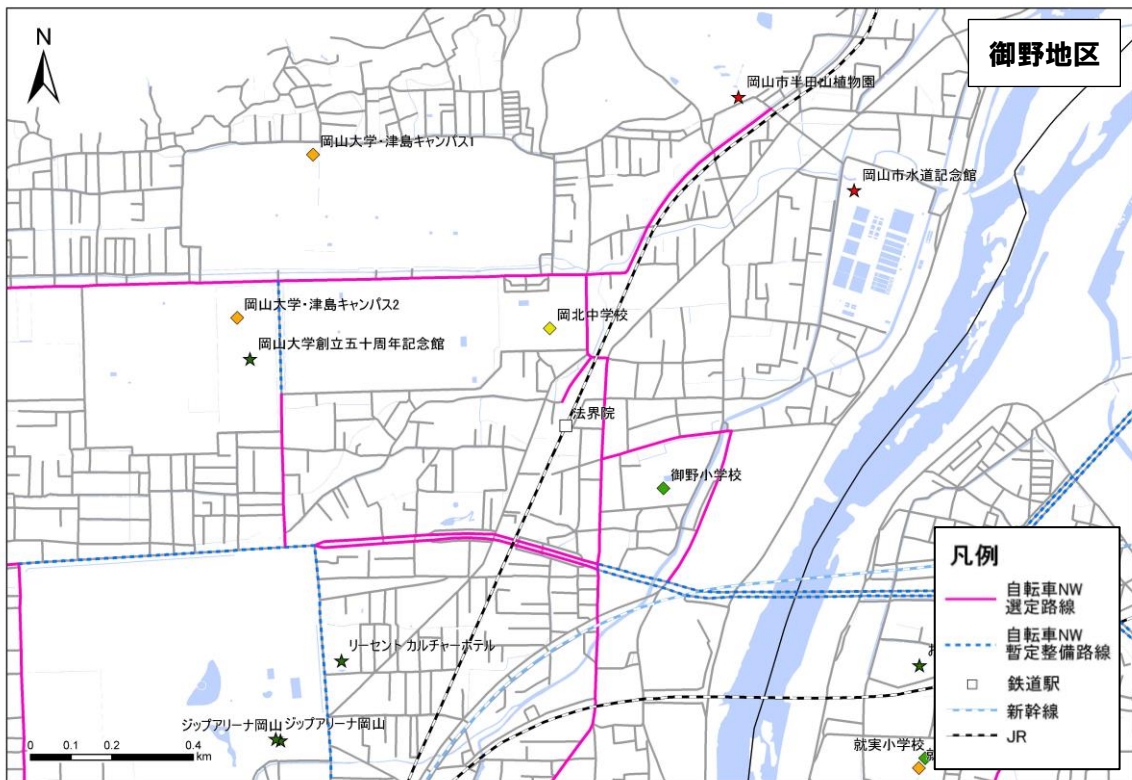
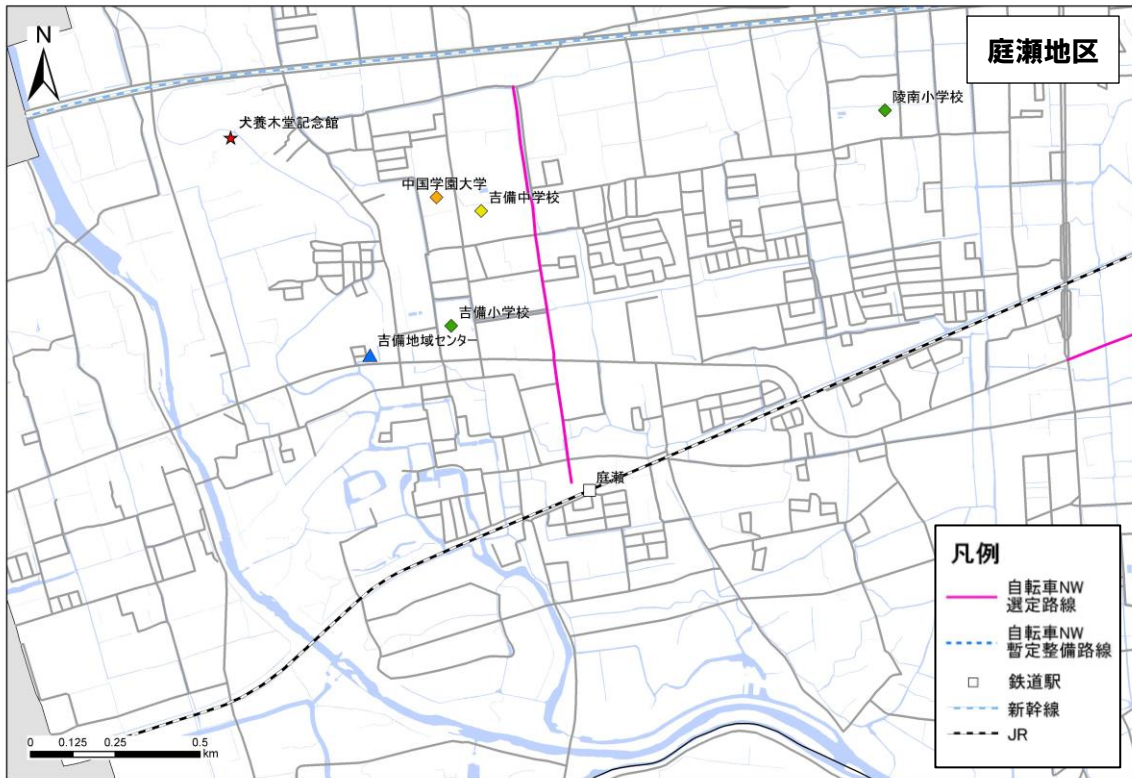
▲自転車通行空間ネットワーク(都心アクセス軸) ※一部、スポット部路線含む



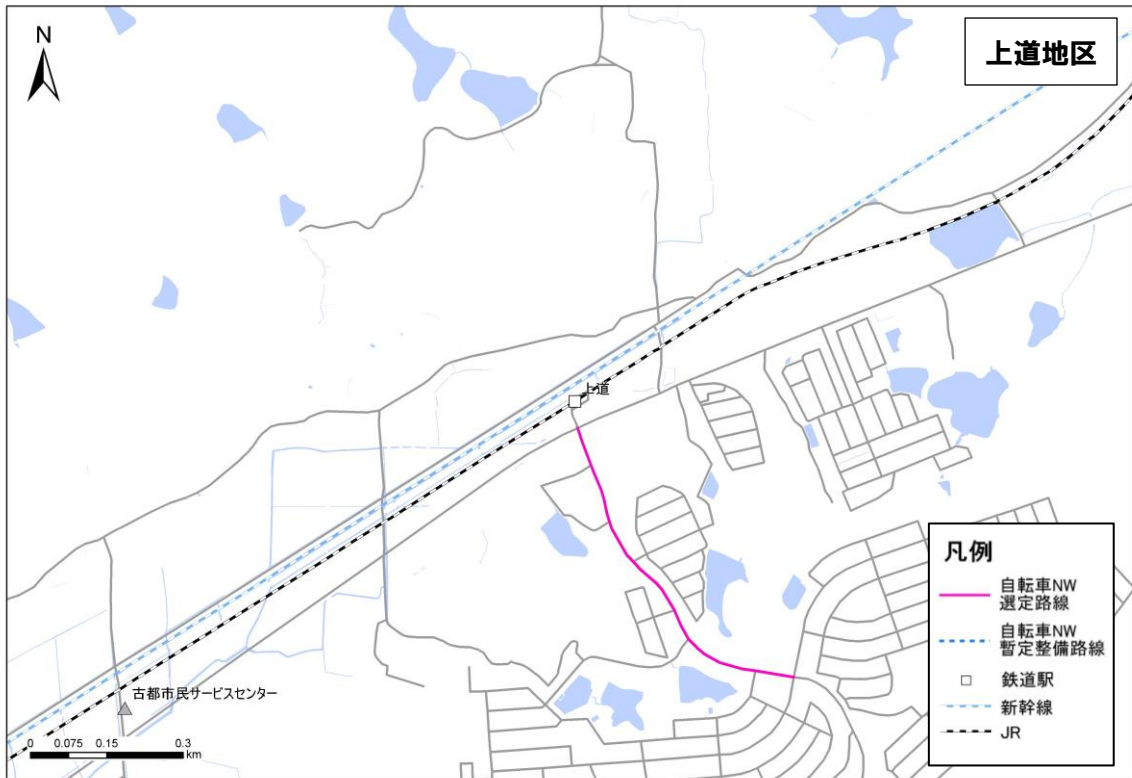
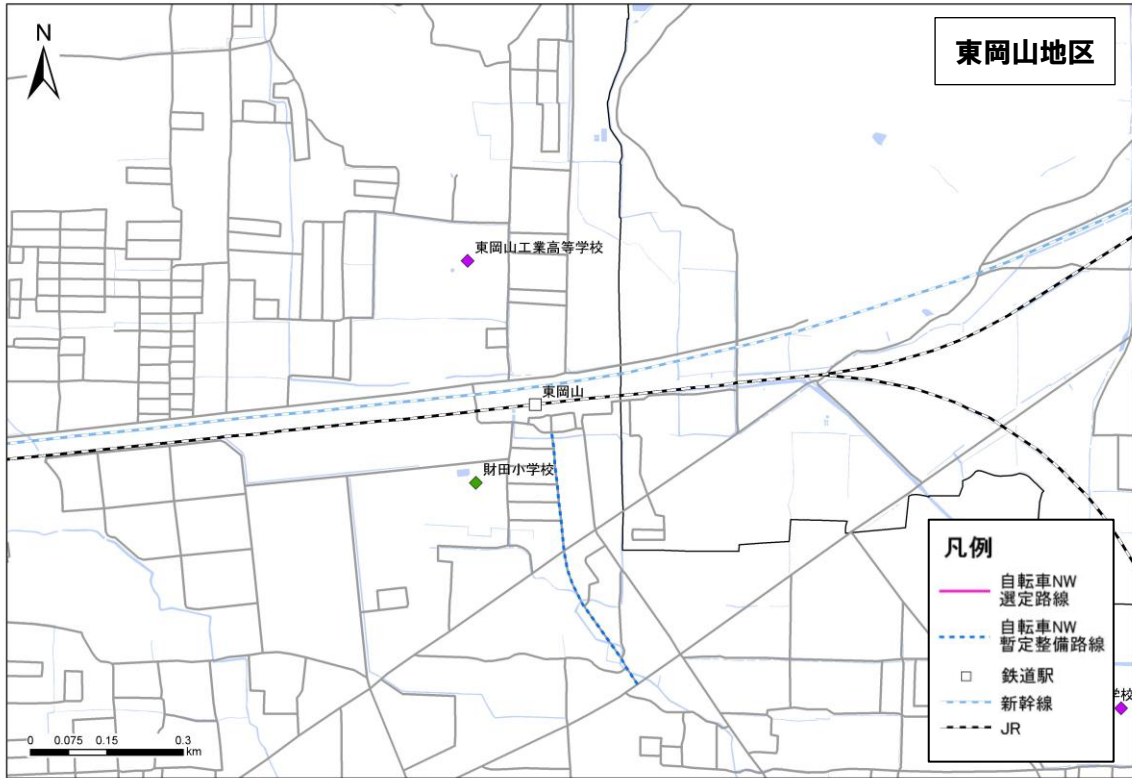
▲自転車通行空間ネットワーク（郊外スポット部）※一部、都心アクセス軸等含む



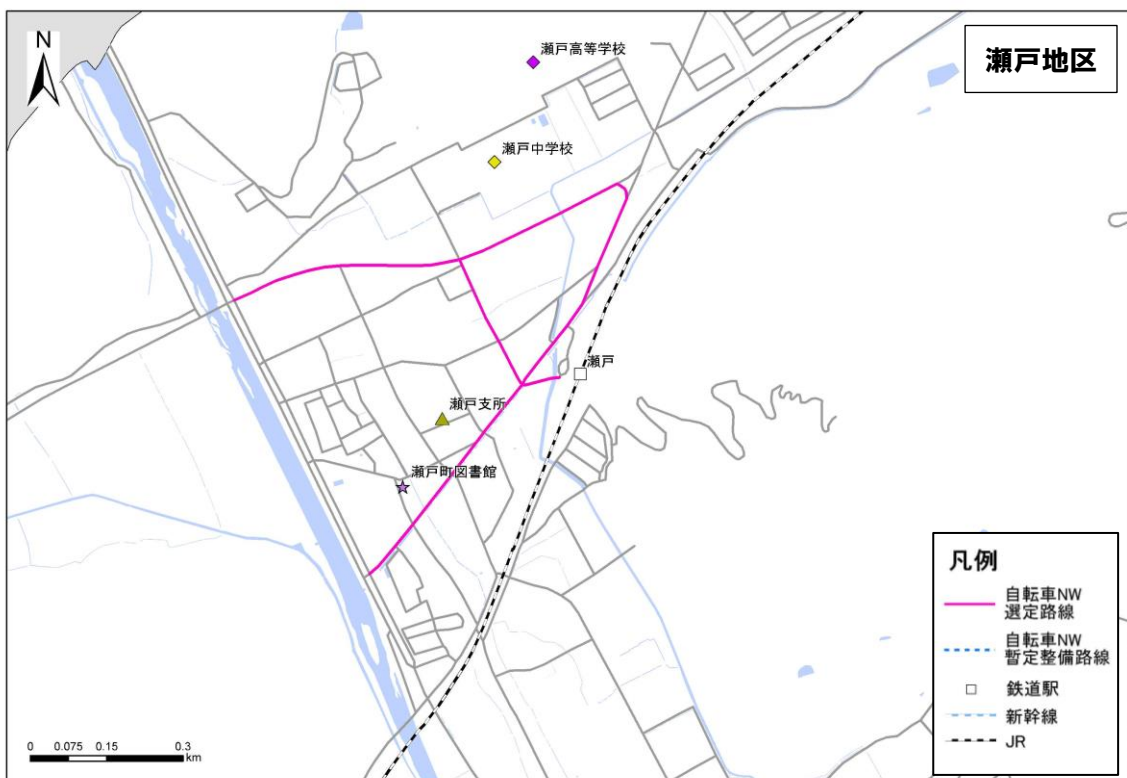
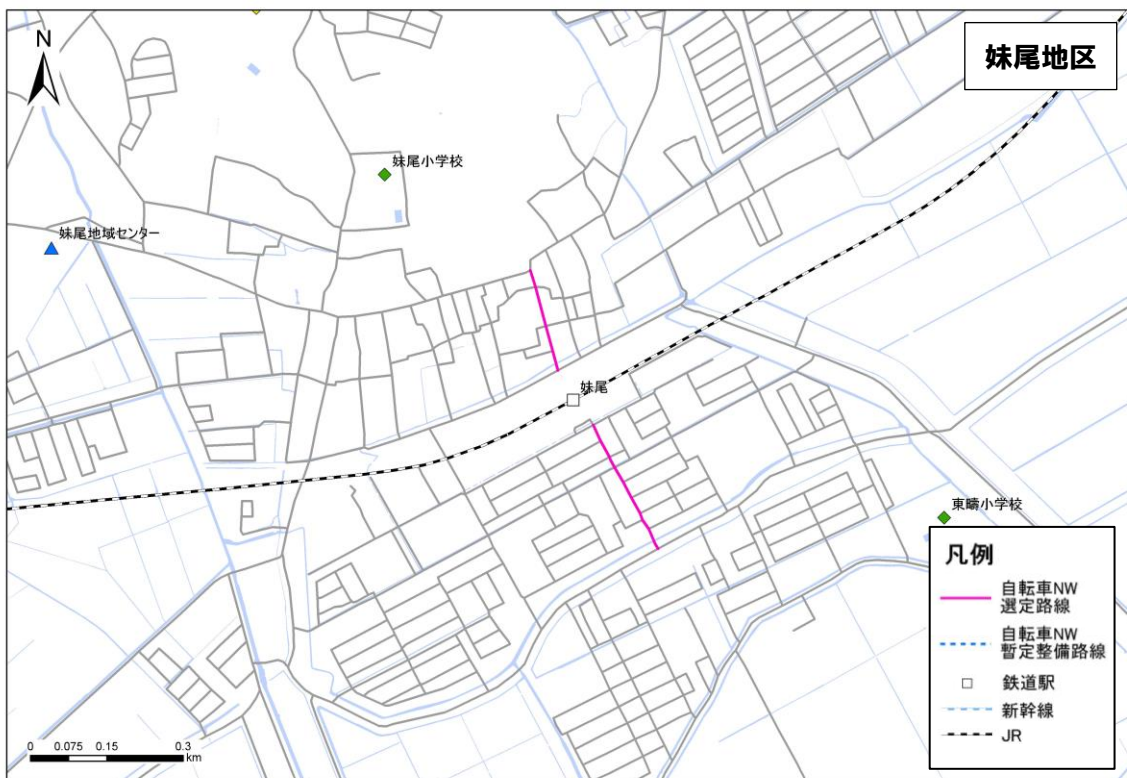
▲自転車通行空間ネットワーク（郊外スポット部）



▲自転車通行空間ネットワーク(郊外スポット部) ※一部、都心アクセス軸含む



▲自転車通行空間ネットワーク（郊外スポット部）



▲自転車通行空間ネットワーク（郊外スポット部）

3) 安全な通行空間の確保

自転車関係事故が多発している交差点等において、交通事故データ等を活用するなど事故の発生形態を詳細に把握した上で、関係機関と連携し、交差点改良等と合わせた自転車通行空間の整備など、安全な通行空間の確保に取り組みます。

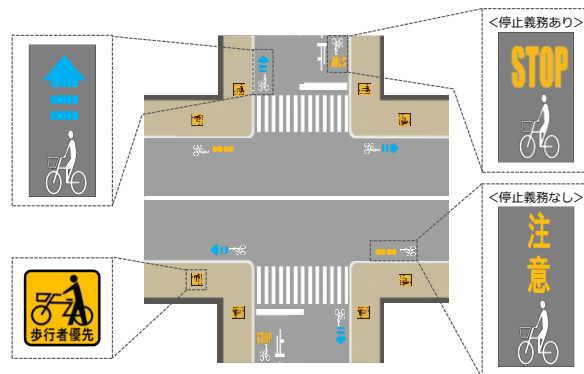
なお、自転車関係事故が多いにもかかわらず、道路交通状況や道路構造等の問題により、自転車通行空間の整備が困難な幹線道路や交差点等については、関係機関と連携し、即効的な措置として、自転車利用者に自転車の通行ルールを分かりやすく示し、注意喚起を促す路面表示や看板等による安全対策を検討します。



▲バス停付近における対策事例
(岡山市：市道いずみ町青江線)



▲交差点における対策事例
(京都府京都市)



▲交差点における対策事例
(愛知県名古屋市)

4) 快適な通行空間の確保

整備された自転車通行空間等に荷捌き車両等が駐車することは、自転車の快適な通行の妨げとなることから、関係機関と連携し、自転車交通量の多い路線や自転車関係事故が多い路線などにおいて、自転車通行空間における路上駐車発生の防止に努めます。

また、必要に応じて、荷捌き用駐車スペースを整備するなど、快適な自転車通行空間の確保のための対策等についても検討します。



▲自転車通行空間上の駐車車両
(岡山市：市役所筋)



▲荷捌き用駐車スペース
(岡山市：県庁通り)

(2) 適正な利用を誘導するためのサイン整備

自転車利用者が通行空間を安全で快適に通行できるように、関係機関と連携し、自転車の通行ルールが自然に身につくように、ルールに則った通行ができるような分かりやすい路面表示や案内看板等の整備を進めていきます。



▲通行位置を示す路面表示
(岡山市：市道本町表町線)



▲通行方向・逆走禁止の注意喚起サイン
(岡山市：市役所筋)

(3) 自転車通行空間の適切な情報提供

自転車利用者の利便性向上を図るため、自転車通行空間の整備状況や駐輪施設の位置情報等を記載したマップを作成するとともに、そのGISデータなどのオープンデータ化を図るなど、自転車通行空間に関する適切な情報提供に努めます。



▲自転車通行空間等の位置を示したチラシ
(岡山市)

(4) 自転車通行空間の適切な維持管理

整備した自転車通行空間について、段差や水たまりの解消、平坦性の改善等の維持管理を行うことで、安全で快適な通行空間の確保に努めます。

また、大規模修繕等を実施するタイミングに合わせて、現行の基準に基づく路面標示の復旧を行うなど、自転車通行空間の適切な維持管理に努めます。

コラム：自転車の通行ルール等の変遷

年代	主な制度や施策等
昭和45年 (1970)	<ul style="list-style-type: none"> ➢「道路交通法」の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急措置的に自転車の歩道走行が認められる ➢「道路構造令」の改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路について規定される
昭和53年 (1978)	<ul style="list-style-type: none"> ➢「道路交通法」の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・「普通自転車の歩道通行可」の道路標識のある歩道において、自転車の通行が可能となる
昭和55年 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> ➢「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・良好な自転車交通網を形成するため、道路管理者が必要な事業を推進することや都道府県公安委員会が交通規制を適切に実施することが規定される
平成19年 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ➢「自転車の安全利用の促進について(自転車安全利用五則等)」 (H19.7 内閣府中央交通安全対策会議交通対策本部決定) <ul style="list-style-type: none"> ・自転車に関する交通秩序の整序化、自転車の安全利用の促進を目的として定められる
平成20年 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ➢「道路交通法」の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・普通自転車の歩道通行可能要件の明確化、乗車用ヘルメット着用努力義務の導入
平成23年 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> ➢「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」(H23.10 警察庁) <ul style="list-style-type: none"> ・「自転車は車両」であるということ、交通社会を構成する全ての者に徹底させる ・「自転車の通行環境の確立」、「自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進」、「自転車に対する指導取締りの強化」の各対策を推進
平成24年 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> ➢「自転車先進都市おかやま実行戦略」の策定(H24.8) <ul style="list-style-type: none"> ・自転車を「安全」で「便利」に「楽しく」使うことができる都市を目指し、自転車施策推進のための総合的な計画として策定 ➢「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の策定(H24.11 国土交通省・警察庁) <ul style="list-style-type: none"> ・「自転車は『車両』であり車道通行が大原則」という観点に基づき、自転車通行空間のネットワーク計画作成方法や設計の考え方等について示される
平成25年 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ➢「道路交通法」の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の検査等に関する規定の整備（制動装置不良自転車の検査、応急措置命令等） ・路側帯通行に関する規定の整備（自転車等の軽車両が通行できる路側帯を道路の左側路側帯に限定） ➢「岡山市道路構造等条例」の施行(H25.4) <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の通行空間として「自転車レーン」が条例に規定される
平成27年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ➢「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習(自転車運転者講習)制度」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な運転を繰り返す自転車運転者に対する講習制度の導入
平成28年 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ➢「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定(H28.7 国土交通省・警察庁) <ul style="list-style-type: none"> ・車道通行を基本とした暫定整備形態の検討、法定外の路面表示（ピクト、矢羽根等）の標準仕様化等
平成29年 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ➢「自転車活用推進法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の活用を総合的かつ計画的に推進
平成30年 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ➢「自転車活用推進計画」の閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画
平成31年 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ➢「道路構造令」の改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車通行帯について規定される
令和3年 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ➢「第2次自転車活用推進計画」の閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・前計画を踏襲しつつ、新たな施策を追加するとともに、これまでの取組内容を強化 ➢「岡山市自転車条例(岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例)」の施行(R3. 4) <ul style="list-style-type: none"> ・自転車損害賠償保険等への加入義務化、小学生までの子どものヘルメットの着用義務化等